

少第 109 号  
令和 6 年 3 月 14 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年補導員の運用に関する要綱の改正について（通達）

少年補導員については「少年補導員の運用に関する要綱の制定について（通達）」（平成 22 年 3 月 4 日付け少第 128 号。以下「要綱」という。）に基づいて運用してきたところであるが、この度、少年法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 47 号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 1 号）の施行に伴い、要綱を改正したので効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

## 別添

### 少年補導員の運用に関する要綱

#### 第1 目的

この要綱は、少年補導員の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 少年補導員の要件及び委嘱時の留意事項

- 1 少年補導員は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。
  - (1) 少年問題に対する関心と理解を有すること。
  - (2) 少年の健全な育成に資するための活動に対して熱意と行動力を有すること。
  - (3) 自主的・自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有すること。
  - (4) 人格、識見、社会的信望等を踏まえ、真に活動が期待できる者であること。

#### 2 委嘱時の留意事項

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、社会的地位や知名度にとらわれることなく、少年関係機関・団体や地域住民から幅広く意見を聞くなどし、少年の健全育成に意欲的な適任者を推薦すること。
- (2) より積極的かつ自発的な活動ができるような女性、大学生等の若者、PTA 等多様な人材を委嘱するなど一定の地域の居住者又は特定の職域階層者に偏ることのないように配慮すること。

#### 第3 委嘱の手続

- 1 署長は、少年補導員推薦書（別記様式第1号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に対して少年補導員としての適任者を推薦するものとする。
- 2 本部長は、委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式第2号）及び少年補導員の証（別記様式第3号）を交付するものとする。

#### 第4 少年補導員の定数等

少年補導員の定数及び警察署別配置基準は、少年人口、少年を取り巻く環境その他少年非行の実態等を考慮して別表のとおりとするが、本部長は、県下の実情に応じ、定数の範囲内で弾力的に運用できるものとする。

#### 第5 委嘱の期間

少年補導員の委嘱期間は2年とし、再委嘱を妨げない。ただし、補充の少年補導員の委嘱期間は前任者の残りの期間とする。

#### 第6 活動内容

少年補導員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 非行少年等（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号から第10号までに定めるものをいう。）の発見・補導

- (2) 少年をめぐる有害環境の浄化に資する活動
- (3) 非行集団の解体補導活動
- (4) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (5) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

## 第7 解囑

- 1 本部長は、長期の療養を要する疾病等により任務の遂行が困難と認められる場合又は刑罰法令に触れる行為や反道徳的な行為があったときなど少年補導員としてその任務を遂行するにふさわしくない事由があると認める場合は、その委嘱期間にかかるわらず解囑することができるものとする。
- 2 署長は、少年補導員としてその任務の遂行が困難又は任務を遂行するにふさわしくない事由があると認めるときは、本部長に対し、解囑上申書（別記様式第4号）により、当該少年補導員の解囑を上申するものとする。ただし、少年補導員が任期中に死亡した場合又は本人より辞任の申出を受理した場合は、速やかに生活安全部少年課に報告すること。
- 3 署長は、少年補導員が任期中に死亡した場合を除き、その任期内において解囑した場合には、解囑通知書（別記様式第5号）を本人に交付するものとする。
- 4 少年補導員を解囑した場合は、少年補導員の証、少年補導員手帳、少年補導員腕章等を速やかに返納させるものとする。

## 第8 少年指導委員の兼務

少年補導員のうち適任と認められる者については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項に規定する少年指導委員を兼務できるものとする。

## 第9 重点地区活動

署長は、管内の少年非行の発生状況や少年を取り巻く環境の変化等から必要がある場合には、地区を定め、地域住民と一体となった重点的な少年非行防止又は環境浄化活動を推進するものとする。

## 第10 少年補導員の教養

署長は、少年補導員の知識・技能の向上のため、次の事項について教養を実施すること。

- (1) 少年補導員の任務と基本的な心構え
- (2) 少年関係法令の基本的知識
- (3) 少年の特性
- (4) 街頭補導と面接その他少年処遇の技術
- (5) 少年非行の特徴的傾向
- (6) 有害環境の現状と問題点
- (7) 警察の非行防止対策と連携方法

## 第11 運用上の留意事項

署長は、少年補導員の運用に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 少年補導員に対して、活動を通じて知り得た秘密を厳守させること。  
なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導員に伝えること。  
ただし、個人情報が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るもののは、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。
- (2) 街頭補導活動を行うに当たっては、原則として警察官と同行して行わせるなど、活動中に危害を受けることがないよう適切な措置を講ずること。
- (3) 交番及び駐在所勤務員との連携に配意させること。
- (4) 少年補導員として活動した際は、少年補導員従事記録（別記様式第6号）に活動内容を記載すること。

## 第12 報償

- 1 署長は、少年補導員に対して、予算の範囲内で報償金を支給できるものとする。
- 2 署長は、報償金の支給に当たっては、次に掲げる事項により行うものとする。
  - (1) 少年補導員報償金支給対象者名簿（別記様式第7号）を整備すること。
  - (2) 少年補導員の活動実態は、少年補導員従事記録により確認すること。
  - (3) 報償金の支給方法は、口座振替によるものとし、支出の際、支出金調書に少年補導員報償金支出内訳書（別記様式第8号）を添付すること。

【別表、別記様式省略】